

学校法人別府真愛学園

真愛幼稚園 園則

第1章 総則

(目的)

第1条 この幼稚園は学校法人別府真愛学園の設置する幼稚園であって、学校教育法第77条および第78条により、キリスト教の精神に基づいて幼児を教育し、適当な環境を与えて心身の発達を助長することを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 この幼稚園は真愛幼稚園と称し、別府市上田の湯町7番4号に置く。

(入園資格)

第3条 この幼稚園に入園できる者は、満3才から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

(定員及び学級編成)

第4条 この幼稚園の定員は70名とし、年齢により3組編成とする。

第2章 保育年限及び休業日

(保育年限)

第5条 この幼稚園の保育年限は、1年から3年余とする。入園は毎年4月とする。但し、欠員がある場合は随時入園を許可する。

(保育期)

第6条 1年を3学期に分ける。

1学期 4月1日から8月31日まで

2学期 9月1日から12月31日まで

3学期 1月1日から3月31日まで

(保育日数)

第7条 1年間の保育日数はおおむね39週以上とする。

(休業日)

第8条 この幼稚園の休業日は次のとおりとする。

1. 日曜日 2. 土曜日 3. 夏休み 4. 冬休み 5. 春休み

6. 国民の祝日に関する法律の定める日 7. 当園の定める休業日

(始業及び終業時間)

第9条 この幼稚園の保育時間は次のとおりとする。

平日は午前9時より午後2時までとする。

第3章 教育課程及び教職員組織

(教育課程)

第10条 この幼稚園の保育内容は次のとおりとする。

- 1 宗教的情操を養うためキリスト教の礼拝及び行事を行う。
- 2 健全で幸福な生活を営むために必要な良い習慣を養い、身体機能の調和のとれた発達を図る。
- 3 集団生活によって自主自律と協同の精神を育成する。
- 4 身の社会生活や自然の事象に対する正しい態度と観察と理解とを助長する。
- 5 言葉の使い方を正しく導くとともに、お話や童話絵本、わらべうた等に対する興味を養う。
- 6 音楽、リズム、絵画、制作等により、工夫、創作表現に対する興味と意欲を養う。

(園服・服装など)

第11条 この幼稚園の登降園・園外保育時には園服・園帽を着用する。

- 2 保育時間は園指定の体操服上下を着用する。
- 3 体操服の下は華美な衣服にしない。
- 4 マニキュア、皮膚シールをしてこない。

(修了証書の授与)

第12条 この幼稚園の教育課程を修了した者には修了証書を授与する。

(教職員等組織)

第13条 この幼稚園は次の教職員で組織する。

園長 1名 教員 3名以上 事務職員 1名 運転手兼用務 1名
園医 1名 歯科医 1名 薬剤師 1名

第4章 入園、退園、欠席等

(入園の許可)

第14条 入園については、園長の許可を必要とする。

(入園の手続き)

第15条 幼児を入園させようとする保護者は、所定の入園申込書に必要事項を記入のうえ提出するものとする。

(退園の届出)

第16条 幼児を退園させようとする保護者は、所定の退園届出書に必要事項を記入のうえ提出するものとする。

(欠席の届出)

第17条 欠席しようとする場合は、その旨を届け出るものとする。尚、7日以上欠席しようとする

る時は、その理由を記して園長に届け出るものとする。

第5章 納付金

(入園料)

第18条 入園料は、2019年10月1日施設給付型認定により無償化となる。

(保育料、バス代、給食費)

第19条 保育料は、2019年10月1日より無償化とする。

2. 幼稚園バス利用者は、月額（8月を除く）4,000円を納入するものとする。
3. 在籍者は出欠にかかわらず、毎月5日にその月分を、保護者が指定した金融機関より自動引き落とし、又は雑費袋による徴収により納入するものとする。
4. 給食利用者は1食400円を月回数分を保護者が指定した金融機関より自動引き落とし、又は雑費袋による聴衆により納入するものとする。

(施設費)

第20条 施設費は、新入園児は20,000円、在籍児は年額7,000円とし、毎月分割して納入するものとする。

(返還)

第21条 既納の諸費用等は、理由の如何にかかわらず返還しない。

第6章 雑則

(異動の届出)

第22条 この幼稚園の園児及び保護者が、転居及改姓をした時はただちに届出るものとする。

(登園停止)

第23条 この幼稚園の園児又は同居家族が伝染性疾患にかかった場合は、ただちに届け出るものとする。その間は登園停止扱いとする。

(保護者の責務)

第24条 保護者は本園則を心得て、園児の身上に関する一切の責任を引き受けるものとする。

(臨時休園措置)

第25条 自然災害による警報、行政よりの要請等があった場合、臨時休園措置、自主登園などの措置をとる場合がある。

(預かり保育)

第26条 保護者が仕事の都合などの理由により午後2時～午後6時の預かりを行うことが出来る。

- 2 利用料金は550円とする。ただし別府市へ申請書を提出し承認を得た場合は市の規定補助金の差額を徴収することとする。
- 3 長期休みの場合は別紙預かり利用規定に基づく。

(一時預かり事業)

第 27 条 本園は満 2 歳児・満 3 歳児の一時預かり事業を行う。

- 2 市に申請を行い、承認を得た未就園児の利用で、教師 1 名に対して 5 名までを預かることができる。
- 3 満 3 歳になるとき、一号認定を受けて真愛幼稚園の園児として在籍するか、次年度真愛幼稚園の園児として年少組に入園することを基本とする。

付則

1. この園則は、1987年3月20日から実施する。
2. この園則実施に必要な細則は、園長が定めるものとする。
3. 1988年4月1日改正
4. 1989年4月1日改正
5. 1990年4月1日改正
6. 1991年4月1日改正
7. 1992年4月1日改正
8. 1993年4月1日改正
9. 1994年4月1日改正
10. 1995年4月1日改正
11. 1996年4月1日改正
12. 2001年4月1日改正
13. 2002年4月1日改正
14. 2005年3月29日改正
15. 2017年4月1日改正
16. 2021年4月1日改正
17. 2022年4月1日改正
18. 2023年4月1日改正
19. 2025年4月1日改正